

独立行政法人北方領土問題対策協会の総合評価表(平成22年度業務実績)

評 価 項 目	評 価
I. 項目別評価の総括	
1. 業務運営の効率化に関する事項	<p>(一般管理費の削減、業務経費の効率化について)</p> <p>一般管理費については、削減目標の達成に向けて計画どおりに削減を図っていると認められる。業務経費の効率化についても真摯な取組が認められる。</p> <p>(契約の適正化について)</p> <p>内部規程の改正、各種規程の整備、一者応札の縮減、契約監視委員会の設置、監事・会計監査人による監査の実施などにより、契約の適正化に向けて、着実な取組が認められる。なお、引き続き一者応札の縮減のため、十分な入札期間の確保や、新規参入者を考慮した仕様書の見直しなどを図るべく、努力されたい。</p> <p>(内部統制・ガバナンス強化について)</p> <p>新たに、「コンプライアンス規程」及び「公益通報者の保護に関する規程」を整備するなどして、コンプライアンスの推進を図るなど、内部統制・ガバナンス強化に向けた着実な努力が認められる。</p> <p>また、組織にとって重要な情報等の適時的確な把握及び法人のミッション等の役職員への周知徹底に関しては、適切にコミュニケーションを図ることによって、内部統制の強化に努めているほか、小規模な組織であることを生かして、全ての職員(17名)が各職員の業務内容を把握することで、ガバナンスの強化を図っていると認められる。</p> <p>さらに、リスクの洗い出し及びリスクの把握・対応に関しては、相互に内部けん制が機能するよう徹底することで、不正への対応を行っているとして認められる。</p>
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
(1) 国民世論の啓発に関する事項	<p>① 北方領土返還要求運動の推進</p> <p>② 青少年や教育関係者に対する啓発の実施</p> <p>③ わかりやすい情報の提供</p> <p>北方領土返還要求運動の推進については、北方領土返還要求運動都道府県民会議等が実施する事業に対する支援や啓発施設の展示資料の充実、県民大会等への講師派遣等、地道な努力が認められる。</p> <p>青少年や教育関係者に対する啓発の実施については、北方領土問題青少年・教育指導者現地研修会、北方領土問題ゼミナール等が予定通り実施された。また、ここ数年、各府県単位で教育者会議設立の取組が順次進んでいる点を評価する。その一方で未設置県もあり、更なる設置の努力を期待したい。同時に、国内の教育者だけの意見交換に留まらず、将来的には、ロシア側(例えば北方四島のうち住民のいる三島)の教育関係者との交流をも視野に入れるなど、教育者会議の活動ビジョンについて更なる検討を期待したい。</p> <p>わかりやすい情報の提供については、啓発パンフレットの作成、協会ホームページにおける新規コンテンツの作成や既存コンテンツの迅速な更新等が図られるなどの努力が認められる。</p> <p>情報収集の方法・活用・伝達方法、啓発手法とその効果について、更なる検討が進められることを期待したい。</p>
(2) 北方四島との交流事業	<p>① 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との相互交流</p> <p>② 専門家交流</p> <p>③ 四島交流等事業に使用する後継船舶の確保</p> <p>元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との相互交流については、相互理解を深めるとともに、国民世論の啓発や返還運動の活性化に寄与する役割を果たしており、従来の対話集会の形式を改め「社会生活環境」を共通テーマとする文化交流と意見交換を行う住民交流会を実施するなど、交流事業の更なる発展への努力が認められる。また、結果については四島側も含めてアンケート調査を実施し、翌年度のサービスの質の向上を図っていると認められる。</p> <p>専門家交流については、教育専門家の派遣、日本語講師の派遣が着実に進められたと認められる。</p> <p>四島交流等事業に使用する後継船舶の確保については、「四島交流等事業使用船舶調達に関する業務進行監理等検討会議」を開催するとともに、船名の公募を実施するなどして、後継船舶の確保に向けて、適正な努力が行われていると認められる。なお、後継船舶の完成を控え、今後の交流事業での訪問回数、人員などの量的な拡大とともに、交流事業の質的な見直しを図る機会が到来</p>

	している。後継船舶の多角的な活用を含む事業全体の新たな展開を期待したい。
(3) 北方領土問題等に関する調査研究	北方領土問題等に関する調査研究は、計画どおり実施され、適宜ホームページ等で公表するなどの努力が行われていると認められる。なお、こうした調査研究について、既存の研究成果の収集と把握が行われることを期待したい。
(4) 元島民等の援護 ① 元島民等が行う返還要求運動及び資料収集等の活動に対する支援 ② 自由訪問に対する支援	元島民等が行う返還要求運動及び資料収集等の活動に対する支援については、北方地域元居住者研修・交流会の実施、署名活動の支援、北方領土関連資料目録を作成するなど、適切な支援が実施されたと認められる。 自由訪問に対する支援については、計画通り実施されたと認められる。
(5) 北方地域旧漁業権者等に対する融資事業 ① 融資制度の周知 ② 関係金融機関との連携強化 ③ リスク管理債権の適正な管理	融資制度の周知については、融資説明・相談会、関係機関実務担当者会議、千島連盟支部長・推進員融資業務研修会等の機会を利用して、またホームページへの情報の掲載、パンフレットの配布などにより、効果的に行われたと認められる。 関係金融機関との連携強化については、計画どおり実施されたと認められる。 リスク管理債権の適正な管理については、リスク管理債権比率は2.04%であり、計画の2.96%以下の水準を達成しており、適切に行われていると認められる。
3. 予算、短期借入金、剰余金に関する事項	予算の執行は、ほぼ収支計画のとおり実施されており、短期借入金は、貸付業務勘定で限度額以下の借入があったのみであり、剰余金については該当がなく、全体として適正に行われたと認められる。
4. 施設及び設備に関する計画	北方領土啓発施設のうち「北方館」及び「別海北方展望塔」の改修工事が適切に行われたと認められる。
5. 人事に関する事項	各種事業を実施する上での業務量を考慮すると、極めて限られた人数で努力を行っていると思えられる。
II. その他の業務実績等に関する評価	1. 保有資産の管理・運用等について 保有資産の管理・運用は適切に行われていると認められる。なお、啓発施設の改修が実施されたが、その効果的な活用の在り方について更なる検討を期待したい。 2. 関連法人について 関連公益法人に該当する社団法人千島歯舞諸島居住者連盟が実施している「北方領土関連資料発信事業」等に対する支援を行うなど、同連盟との関係は適切であると認められる。
III. 法人の長等の業務運営状況	1. 理事長について 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての国民世論の啓発、調査研究及び北方地域に生活の本拠を有していた者に対する援護という北方領土問題対策協会の業務を、人数が限られた業務体制の中、リーダーシップを発揮して実施したと認められる。 2. 専務理事について 貸付業務等の担当業務において理事長を適切に補佐し、事業の円滑な実施に寄与したと認められる。 3. 監事について 契約書等の関係資料のチェックや会計執行者等への聴取を通じ、入札や契約行為が、国の基準に基づく内規に従い適正に実施されているかどうかについて、厳正な監査を実施したと認められる。
◎ 総合評価（業務実績全体の評価）	長期化を余儀なくされている日露間の平和条約締結交渉と、元島民の高齢化・減少が進むという厳しい外部環境の中であって、少ない要員ながら全体として計画に即した着実な取組が行われている。 協会の活動内容について、今後広く国民に周知されるよう一層の努力を期待したい。